

放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を求める意見書

放射性物質による環境汚染を未然に防止するため、2011年6月、水質汚濁防止法改正に当たり、衆参両院で附帯決議がなされ、関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定は見直しを検討すべきとされた。また、福島第一原発の事故を契機として、2012年6月、環境基本法の放射性物質適用除外規定が削除された。

これに伴い、2013年6月、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても適用除外規定が削除されたが、他の放射性物質に関する環境関係法についても具体的な法整備が急がれる。

よって、国会及び政府においては、環境基本法の改正を踏まえ、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）6月3日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、
環境大臣

（提出者）民主市民連合所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員